

佐賀県地域防災計画（H31.3.22修正版）より 男女共同参画に関する記述の抜粋（一部）

（第1編 総則 第1章 総則 第5節）

・推進にあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、**防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。**

（第2編 風水害対策 第2章 第1節 第2項 公共施設、交通施設等の整備）

・国、県、県警察、市町、消防機関は、災害応急対策を実施する上で拠点となるなど防災上重要な施設について、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。なお、避難所となる学校・公民館等の施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、**男女別シャワー室**、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

（第2編 第2章 第2節 第7項 避難及び情報提供活動）

・市町は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、**男女双方の視点**並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

（第2編 第2章 第3節 第1項 防災思想・知識の普及）

・防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、**被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。**

(第2編 第3章 第14節 第5項 指定緊急避難場所及び 指定避難所の開放・開設・運営)

・男女双方の視点等への配慮

市町は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(第2編 第3章 第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画)

・被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

(第2編 第3章 第27節 第1項 帰宅困難者対策)

・一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

(第2編 第4章 第1節 第1項 復旧・復興に係る基本 方向の決定)

・復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。県は、市町からの相談に応じるとともに、広域的な観点から、必要な助言、指導を行う。